プラタナス遺産整理受任者協会 【遺産整理受任者職務基本規程】

第１条(目的)
本規程は、遺産整理受任者が相続人その他の関係者から委任を受けて行う遺産整理業務について、その使命、職責、基本的な行為規範及び業務遂行上の原則を定め、適正かつ円滑な相続手続の実現と依頼者の権利利益の保護に資することを目的とする。

第２条(遺産整理受任者の定義)
本規程において「遺産整理受任者」とは、相続に伴う各種手続について依頼者から委任を受け、本規程及び関係法令を遵守し、相続財産の調査、整理その他これらに関連する業務を行う者をいう。
２　遺産整理受任者という名称は、本規程において専門的業務を行う者を示す呼称であり、法令により創設された国家資格を意味するものではない。

第３条(使命)
遺産整理受任者は、相続に関する手続を正確かつ円滑に進め、被相続人の意思を尊重するとともに、相続人その他の関係者の権利利益に配慮し、適正な遺産承継の実現に寄与することを使命とする。

第４条(法令遵守)
遺産整理受任者は、民法、行政書士法、弁護士法、司法書士法、税理士法その他関係法令を遵守しなければならない。
２　遺産整理受任者は、他の資格者の独占業務に属する行為を行ってはならない。

第５条(専門性の保持)
遺産整理受任者は、相続、遺言、戸籍、不動産、預貯金、有価証券、保険その他遺産整理に必要な知識及び実務能力の維持向上に努めなければならない。

第６条(受任時の説明)
遺産整理受任者は、業務を受任するに当たり、依頼者に対し、業務内容、業務範囲、報酬、実費、業務期間の見込みその他重要な事項を分かりやすく説明するものとする。

第７条(受任契約)
遺産整理業務を受任するときは、原則として書面又は電磁的方法により委任契約を締結し、委任を受けた業務の範囲を明確にしなければならない。

第 8 条(本人確認)
遺産整理受任者は、受任に際して依頼者の本人確認及び必要に応じて委任権限の確認を適切に行うものとする。

第 9 条(相続関係の調査)
遺産整理受任者は、受任した業務の範囲内において、戸籍その他の資料により相続関係を適切に確認するものとする。

第 10 条(相続財産の調査)
遺産整理受任者は、依頼者から委任された範囲内で、預貯金、不動産、有価証券、保険、債権、債務その他の相続財産について必要な調査及び整理を行う。

第 11 条(財産目録)
遺産整理受任者は、必要に応じて調査結果に基づく財産目録を作成し、その内容及び判明していない財産の有無について依頼者に説明するよう努めるものとする。

第 12 条(公平性及び利益相反)
遺産整理受任者は、複数の相続人から業務を受任する場合、それぞれの立場及び利益関係に十分配慮しなければならない。
2　利益相反のおそれがある場合には、その内容を説明し、必要に応じて受任を辞退し、又は業務を中止するものとする。

第 13 条(相続人間に紛争が生じた場合)
相続人間に法的紛争が生じ、又はそのおそれが具体化した場合、遺産整理受任者は自己の資格及び法令上認められた業務範囲を超えて紛争に介入してはならない。
2　前項の場合には、必要に応じて弁護士その他適切な専門家への相談を案内するものとする。

第 14 条(他士業との連携)
遺産整理受任者は、登記、税務、訴訟その他自己の資格では取り扱うことのできない業務が必要となった場合、依頼者の意向を確認した上で、司法書士、税理士、弁護士その他の専門家との適切な連携に努めるものとする。

第 15 条(預り金等の管理)
遺産整理業務に関連して金銭、通帳、証券その他重要な財産又は書類を預かる場合には、受領記録を作成するなど、自己の財産と明確に区分し、適切かつ安全に管理しなければならない。

第 16 条(守秘義務)
遺産整理受任者は、業務上知り得た依頼者、被相続人、相続人その他関係者の秘密及び個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。
2　業務終了後も同様とする。

第 17 条(報酬)
遺産整理受任者は、受任前又は受任時に報酬及び実費の算定方法を明示し、依頼者が理解できるよう説明しなければならない。
2　報酬については、その業務内容、責任及び業務量等を踏まえ、合理的な設定に努めるものとする。

第 18 条(業務報告)
遺産整理受任者は、業務の進捗状況について適宜依頼者に報告するとともに、業務終了時には、必要に応じて業務の結果及び預かった書類・財産等について報告するものとする。

第 19 条(研修及び継続教育)
遺産整理受任者は、本協会が実施又は指定する研修等を通じ、遺産整理業務に必要な知識及び技能の研鑽に努めるものとする。
2　本協会は、遺産整理受任者の専門性及び社会的信頼の向上を図るため、継続的な研修制度の整備に努めるものとする。

第 20 条(信用及び品位)
遺産整理受任者は、依頼者及び社会からの信頼を損なう行為をしてはならず、遺産整理業務を担う者としての信用及び品位の保持に努めなければならない。

附則
第 1 条(施行)
本規程は、2026 年 9 月 24 日から施行する。

第 2 条(見直し)
本協会は、法令の改正、社会情勢及び遺産整理実務の変化等を踏まえ、必要に応じて本規程を見直すものとする。

プラタナス遺産整理受任者協会